

〔事案 25-95〕 慰謝料請求

・平成 26 年 1 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

共同受取人である兄弟への保険金の支払いの留保を依頼していたが、保険会社が無断で支払ったこと等を理由に、慰謝料を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 9 月に父親が契約した終身保険について、被保険者（父親）の死亡前に、保険金受取人である母親が死亡し、兄弟と自分の 3 人が死亡保険金の共同受取人となった。

以下の理由により、保険会社の対応に不満があるため、慰謝料を支払ってほしい。

(1) 相続財産で係争中であるため、兄弟への保険金の支払いを保留するよう、保険会社に依頼していたにもかかわらず、自分に連絡・相談もなく、兄弟に対し、保険金の一部を支払った。(主張①)

(2) 保険会社から保険金支払いに必要な書類として戸籍謄本および印鑑証明書の提出を求められていたが、実際には不要であった。(主張②)

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 保険金受取人が被保険者より先に死亡し、その後新たな保険金受取人が指定されないまま被保険者が死亡した場合には、「保険金受取人死亡時の相続人で、被保険者死亡時に生存している相続人が、相続財産ではなく、固有の財産として保険金請求権を取得し、その割合は均等である」というのが判例・通説であり、正当な請求権者から保険金の請求があれば、当社としてはこれを拒むことは出来ない。

(2) 戸籍謄本および印鑑証明書は、保険金の請求にあたって必要な書類である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 主張①について

以下の理由により、主張①は認められない。

(1) 保険金受取人が被保険者より先に死亡した場合、契約者によって保険金受取人として指名された者の法定相続人全員が保険金受取人となる。そして、その場合の各保険金受取人の権利の割合は、民法427条より、平等である。

(2) 本件では、保険金受取人（母親）の法定相続人3名（申立人と兄弟）が保険金受取人となり、それぞれが3分の1の割合で保険金請求権を取得する。各自の保険金請求権は独立して行使することができるため、各受取人から請求されたときには、保険会社は、それぞれ死亡保険金の額の3分の1を支払う義務がある。

(3) したがって、保険会社が、兄弟に対して、それぞれ保険金の額の3分の1を支払ったことは当然であり（支払わなければ債務不履行となる）、何ら違法性はない。

2. 主張②について

- (1) 印鑑証明書は、保険金受取人が死亡保険金の支払請求の際に提出しなければならない必要書類の一つとして、約款に規定されている。
- (2) 戸籍謄本については、他の相続人から提出されていたものでは、申立人が昭和63年に改姓・転出していたところまでしか把握できなかったため、保険会社が申立人に対し、前姓から現在姓に改姓した事実を確認するために提出を求めたものであることが窺われ、死亡保険金の支払請求の際に提出しなければならない必要書類の一つと判断される。